



薬食血発第 1012004 号

平成19年10月12日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長



インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り深く感謝申し上げます。

今冬のインフルエンザワクチンの安定供給対策については、平成19年7月12日付け健感発第0712002号、薬食血発第0712004号厚生労働省健康局結核感染症課長、厚生労働省医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「7月12日付け連名通知」という。）により、お願いしたところです。

貴職におかれましては、ワクチンの出荷が開始され、接種シーズンの開始を迎えるにあたり、7月12日付け連名通知に加え、下記の事項に留意の上対応されるよう、貴団体傘下の医療機関等に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほどお願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 今冬の製造量に係る対応

今冬のワクチンの製造予定量は、当初製造見込み量2,350万本から増量され、平成19年10月2日現在の製造及び国家検定の状況からみて、2,520万本の見込みとなっており、今冬の予約本数は8月末現在において2,166万本程度であることから、十分な流通在庫が存在すると考えられる。

なお、昨年の供給実績（医療機関での使用本数1,877万本）は需要予測量（2,150～2,280万本）からみて余裕があったところである。

- (1) 本年の予約本数である約2,166万本の供給については、10月5日現在、約1,250万本が出荷済みであり、予定どおり確保される見込みである。

なお、これに続く出荷予定のもので、現在、国家検定申請中等の685万本については、供給時期が、10月下旬から11月上旬になると見込まれており、その後も11月中に出荷が予定されているため、11月半ば以降の接種ピークまでには、医療機関の注文数量は確保される見込みである。

こうしたことを踏まえ、買い占め等の返品につながる過剰な注文を行わないよう医療機関に対し情報提供に努めるとともに、分割納入等について示した7月12日付け連名通知における留意点を踏まえ、混乱なく適切に安定供給対策が行われるよう、貴職の協力をお願いしたい。

- (2) 10月15日の週から、各地域ブロック別の卸売販売業者の在庫状況並びに全国における医療機関の納入量推定値の累積値等について、血液対策課から毎週都道府県に提供する予定であり、適切なワクチンの流通状況の把握に供することとしていること。

2. 今冬の融通用保管在庫

製造予定量については、当初予定量より増量となっているが、国家検定等の状況を勘案し、不足時の融通用に合計40万本の保管を製造販売業者等をお願いすることとしたこと。これらの在庫については、都道府県から血液対策課への要請に基づき、製造販売業者等に対し、速やかに配送するよう依頼することとしていること。

3. 予約の解除について

7月12日付け連名通知の記6において、「ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成19年12月1日を目途に、未納品の予約の解除又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めよう努めること。」としている。この場合の保留とは、ワクチン接種希望者が接種できる体制を確保するため、直近に納入が決まっているもの及び必ず使用することが決まっているもの等を

除いて予約を一部解除することである。

当該措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であることを、あらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。

4. その他

インフルエンザワクチンは、高病原性鳥インフルエンザの人への感染への直接の防御に対する効果は認められていないことに留意し、情報提供に努めること。



医政経発第 1012001 号
薬食血発第 1012001 号
平成 19 年 10 月 12 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策について

今冬のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策については、平成 19 年 7 月 12 日付け医政経発第 0712001 号、健感発第 0712001 号、薬食血発第 0712001 号厚生労働省医政局経済課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、厚生労働省医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「7 月 12 日付け連名通知」という。）により、お願いしたところである。

貴職におかれては、ワクチンの出荷が開始され、接種シーズンの開始を迎えるにあたり、7 月 12 日付け連名通知に加え、下記の事項について十分留意の上、インフルエンザ対策委員会等の管内の体制づくり及び関係者への周知、指導を進めていただくとともに、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）上の予防接種の実施主体である市区町村とも協力体制の下で安定供給対策を推進するようお願いする。

記

1. 今冬の製造量に係る対応

今冬のワクチンの製造予定量は、当初製造見込み量 2,350 万本から増量され、平成 19 年 10 月 2 日現在の製造及び国家検定の状況からみて、2,520 万本の見込みとなっており、今冬の予約本数は 8 月末現在において 2,166 万本程度であることから、十分な流通在庫が存在すると考えられる。

なお、昨年の供給実績（医療機関での使用本数 1,877 万本）は需要予測量（2,150～2,280 万本）からみて余裕があったところである。

(1) 本年の予約本数である約 2,166 万本の供給については、10 月 5 日現在、約 1,250 万本が出荷済みであり、予定どおり確保される見込みである。

なお、これに続く出荷予定のもので、現在、国家検定申請中等の 685 万本

については、供給時期が、10月下旬から11月上旬になると見込まれており、その後も11月中に出荷が予定されているため、11月半ば以降の接種ピークまでには、医療機関の注文数量は確保される見込みである。

こうしたことを踏まえ、買い占め等の返品につながる過剰な注文を行わないよう医療機関に対し情報提供に努めるとともに、分割納入等について示した7月12日付け連名通知における留意点を踏まえ、混乱なく適切に安定供給対策が行われるよう、関係者に対して協力を要請すること。

- (2) 10月15日の週から、各地域ブロック別の卸売販売業者の在庫状況並びに全国における医療機関の納入量推定値の累積値等について、血液対策課から毎週都道府県に提供する予定であり、適切なワクチンの流通状況の把握に活用されたいこと。

2. 今冬の融通用保管在庫

製造予定量については、当初予定量より増量となっているが、国家検定等の状況を勘案し、不足時の融通用に合計40万本の保管を製造販売業者等をお願いすることとしたこと。これらの在庫については、都道府県から血液対策課への要請に基づき、製造販売業者等に対し、速やかに配送するよう依頼することとしていること。

3. 予約の解除について

7月12日付け連名通知の記2「(4) 予約の解除について」において、「ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成19年12月1日を目途に、未納品の予約の解除又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めよう努めること。」としている。この場合の保留とは、ワクチン接種希望者が接種できる体制を確保するため、直近に納入が決まっているもの及び必ず使用することが決まっているもの等を除いて予約を一部解除することである。

当該措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であることを、あらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。

4. その他

インフルエンザワクチンは、高病原性鳥インフルエンザの人への感染への直接の防御に対する効果は認められていないことに留意し、情報提供に努めること。